

広島県告示第九百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十一年十月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
クリニックほほえみ呉	呉市中通二丁目一三	精神通院医療	精神科	白井 千春	平成二十一年 一〇月二日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
あおぞら薬局	三原市明神二丁目一―五	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
セトピア薬局	三原市城町二丁目二三―五	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
関西薬局三原駅前店	三原市城町二丁目八―七	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
関西薬局うきしろ店	三原市城町二丁目二〇―二九	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
関西薬局城町店	三原市城町二丁目一―三二	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
関西薬局本町えびす店	三原市本町二丁目九―九	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
関西薬局日赤前店	三原市東町二丁目八―八	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
関西薬局宮浦店	三原市宮浦五丁目一六―一〇	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日
関西薬局本郷店	三原市下北方二丁目七―一五	精神通院医療	平成二十一年 一〇月二日

はるな薬局	西城中央薬局	西城薬局
東広島市高屋町檜山八〇番一号	庄原市西城町中野一三四一―四	庄原市西城町中野一七四七―二
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療
平成二二年 一〇月一日	平成二二年 一〇月一日	平成二二年 一〇月一日